

松 山 大 学 論 集
第 35 卷 記 念 号 抜 刷
2 0 2 3 年 12 月 発 行

試論：カール・シュミット
『大地のノモス』と東アジアの国際秩序

遠 藤 泰 弘

試論：カール・シュミット 『大地のノモス』と東アジアの国際秩序¹⁾

遠 藤 泰 弘

カール・シュミットの『大地のノモス：ヨーロッパ公法（Jus Publicum Europaeum）という国際法における』²⁾は、東洋と西洋、西半球と空間秩序の対立に向かって体系的に展開されており、ヨーロッパとその植民地、アメリカ、ロシアはその議論の収束点である。その中で、東アジア、特に日本については、いくつかの箇所では触れられている。例えば、シュミットは、領土変更の承認に関連して、下記のように叙述している。

「日本を強大国として承認することは、1894年とも、また1904年、1905年の日露戦争後の時代とも、日付を記されている。それによれば、日本が戦勝を得たこの二つの戦争は、国際法を担う強大国たちの局限されたサークルへの入会許可についてのレセプション・パーティーと見なされる。日

1) 本稿は、2022年11月17日から19日にかけて、イタリアのコモ湖畔にあるヴィラ・ヴィゴニ（Villa Vigoni）で開催された国際研究集会「カール・シュミット：大地のノモス－ヨーロッパ中心主義的な国際法の批判と危機－」で発表した拙報告 Yasuhiro Endo, „Carl Schmitts Nomos der Erde und die ostasiatische Weltordnung“ の原稿を元に改稿したものである。シュミットの『大地のノモス』を東アジアの国際秩序の文脈においた場合にどのように見えるかという観点から、東アジアの国際秩序に必ずしも精通していないヨーロッパのシュミット研究者を対象にした、ささやかな報告であり、一つの試論の域を出ないものである点は最初にお断りしておきたい。

2) Carl Schmitt, Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum, 5. Aufl., Berlin 2011. 邦訳：カール・シュミット，新田邦夫訳『大地のノモス：ヨーロッパ公法という国際法における』（慈学社），2007。なお，本文中への訳出は原則として邦訳に従ったが，訳語の統一のため，一部修正した。

本人自身は、シナに対する強大国たちの懲罰遠征（1900年）への参加の中に、重大な出来事を感じた。東アジアの一強大国の出現と共に、もはやヨーロッパ中心的でない新しい世界秩序への移行が、アジアから始まったのである。』³⁾

そして、第4部「大地の新しいノモスの問題」の冒頭で、シュミットは、コンゴ会議の「最後の土地接收」後のヨーロッパ公法の解消と、万国郵便連合（Universal Postal Union）のような国際組織への加盟を通じた日本の大国としての台頭との間の内部的な並行関係を指摘し、下記のとおり、日本が対等な強国としてヨーロッパ国際法秩序に受け入れられたとする。

「このヨーロッパ公法の全盛期の最後の時代において、ヨーロッパの列強による非ヨーロッパの土地に対する最後の共同の陸地取得、すなわち共同のヨーロッパ国際法の最後の大規模な行為もまた特徴的である。この行為は、アフリカの土地に関わるのである。同じく1870年から1890年までのこのような時期において、アジアの人民たち—そのトップは日本—は一步一步、まず条約関係へ、ついで万国郵便連合のような行政共同体へ、最後に同権者としてヨーロッパ国際法の全秩序へ、受け入れられていた。』⁴⁾

なお、東アジアの広域秩序（*Großraumordnung*）について、シュミットは下記のとおり叙述している。

「日本、シヤム、シナが万国郵便連合へ加入したことは、非政治的な、技術的＝中立的な出来事と見なされた。かくして、ラウム秩序が変化したという問題は、ヨーロッパの意識にはさしあたり隠蔽されたままになってい

3) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 163. (邦訳 236 頁参照)

4) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 188. (邦訳 271 頁参照)

た。後にはさらに、この問題はもはや存在していないようにさえ思われたのである。日本は、1894年にはシナとの戦争により、1904年にはヨーロッパの強大国たるロシアとの戦争での堂々たる勝利により、ヨーロッパ的な戦時法規の規則を守ったということを実証した。それによって、日本を受け入れるパーティが行われた。さらに1900年の義和団事件の鎮圧遠征に際しては、ヨーロッパの強大国と同権に、日本は参加した。かくして、一つのアジアの強大国が成立し、承認された。]⁵⁾

ただしシュミットによれば、陸と海の弁証法は、ヨーロッパ人のアメリカ大陸植民地化の内部構造から生まれた現象とされる。

「このアメリカという西方の国からするヨーロッパの相対化に対応して、当時においては未だ同様に認識できるような東方の国からする問題化はまったく存在していない。19世紀においてロシアは、保守的な、まさにもっとも保守的なヨーロッパの強大国と見なされていた。日本の参加やさらには自主的な東アジアの広域圏のことは、誰も考えていなかった。]⁶⁾

そしてシュミットは、第一次世界大戦の終結とともに、共同のラウム秩序に互いに結びつけられていた、かつてのヨーロッパ国際法とは異なる次元に至ったという。

「1918/19年冬のパリ講和会議は、世界大戦を終わらせ、世界平和を招来させるはずであった。この会議は、1648年、1713年、1814/15年、1856年、1878年、1885年のヨーロッパ国際法の講和会議とは異なって、まったくヨーロッパ的な会議ではなかった。すべての大陸の国々が参加した。そし

5) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 204. (邦訳 293 頁参照)

6) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 191. (邦訳 275 頁参照)

て、指導的な列強、連合国の主要な列強—大ブリテン、フランス、イタリア、日本、合衆国—は、もはやヨーロッパ国際法の指導的な強大国たちのようには、共同のラウム秩序によって互いに結びつけられてはいなかった。連合国側の主要強国である合衆国は、モンロー主義を留保したままの状態になっていた。すなわち、西半球のグローバルなラインから規定された秩序のもとにとどまりつづけていた。連合国側の主要強国である日本は、東アジアに対するその特殊権益を告知していた。ヨーロッパ=アジア的な強大国ソヴィエト連邦は全く不在であった。』⁷⁾

こうして最後に、国際法の重心がヨーロッパからアメリカへと移り、ヨーロッパ国際法の構造が根本的に変容したと結論付けられる。

「国際法は、その重心を古きヨーロッパの中に持つことをやめた。文明の中心は、さらに西方へと、すなわちアメリカへと移った。古きヨーロッパは、古きアジアやアフリカと同様に、過去のものとしてされた。この場合、再三再四強調されなければならないように、有罪判決の規準のみならず、とりわけ、分割、秩序、場所確定の規準は、古くかつ新しい。このようなものとして、これらの規準は、最高の歴史的、政治的、国際法的な要求の原理である。これらの規準は、1890年来のアジア諸国家の加入—その先頭は日本—がヨーロッパ国際法の共同体をラウムのないユニバーサル主義的な国際法へと拡張したずっと以前において、伝来のヨーロッパ国際法の構造を変えてしまったのである。』⁸⁾

以上『大地のノモス』において、主に日本について言及された箇所を中心に見てきたとおり、シュミットによれば、日本が強大国、すなわちヨーロッパの

7) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 213. (邦訳 306 頁参照)

8) Vgl. *Schmitt*, a. a. O., S. 266. (邦訳 379-380 頁参照)

国家相互的なラウム秩序の担い手として承認された時期としては、1894年の日清戦争もしくは、1904～1905年の日露戦争、1900年の義和団事件への派兵といった日付が挙げられている。筆者の受け止めでは、日本人にとり、ヨーロッパ国際法の全秩序に受け入れられたことの一つの証明としては、1901年の日英同盟が挙げられることが多いように思われる。明治維新以来、旧徳川幕府が西洋列強と締結した不平等条約の改正を目指し、西洋列強に植民地化される中国を傍目に見ながら、ヨーロッパ国際法秩序への大国としての参加を目指してきた日本にとり、日英同盟の締結は非常に大きな喜びであった。当時の日本は、これでヨーロッパ国際法のバランスオブパワーの正式な一員となったと感じ、中国のようにヨーロッパからの収奪の対象になることを免れたと考えられたのである。

このような明治維新以来の日本がとってきた外交方針は、西洋列強による中国の植民地化を目の当たりにする中では、他の選択肢はなかったのかもしれないが、ヨーロッパ国際法秩序への積極的な参加が、長い目で見て日本にとってプラスであったのかどうかは、慎重な検討が必要であるように思われる。というのも、シュミットによれば、日本がヨーロッパ国際法秩序に参加するよりもずっと以前から、モンロー宣言以来の西半球のラインによって、国際法の重心は古きヨーロッパからアメリカに移っており、戦争の違法化という新たなフェーズに入っていたからである。日本はそのことをはっきりと認識できないまま、旧来のヨーロッパ公法の範疇で外交を組み立てていたため、国際法のルール変更について行くことができずに破滅への道を歩んでしまったと見ることも可能かもしれない。

一方で、明治維新以前の東アジアにおいては、ヨーロッパ国際法秩序とは全く別の国際秩序が妥当していた。すなわち、中国（中華）を中心とする朝貢システムである。このシステムにおいては、日本や韓国といった、中国の周辺国は、定期的に中国に使節を派遣し、臣下の礼を示すことで、中国皇帝から支配の正当性を付与されていた。ここでは、世界の中心である中華から遠ざかれば

遠ざかるほど、その境界線は曖昧化し、中華から見て野蛮な地域である周辺地域は、支配の対象として大した重要性を持たず、臣下という形式を満たしてさえいれば、事実上その支配は各地の支配権力の自由にゆだねられていた。それは、シュミットが強調するようなラインによる区別というよりも、いわば同心円状の同質的な世界であったと考えられる。日本の天皇制は中国の皇帝制度を輸入したものであり、長らく日本の首都であった京都は、北京をモデルに設計されていた。何より、日本で使われている文字は、もとはすべて中国に由来するもの（漢字）であり、日本（日のもと）という国名自体も、中国の歴代王朝の正当性根拠である、天に由来しているという説も有力に主張されている⁹⁾。中国でいう天下（天のもと）¹⁰⁾を、天には太陽（日）があることから、日の下と置き換えて、日本という国名となったというものであり、その意味でも1000年以上に渡って、中国は常に日本の模範であり続けたのである。モンゴルの元が支配した一時期を除き、日本と中国は基本的には平和共存してきたと言える。

明治維新後の近代に入り、植民地化を避けるためにやむを得ない部分があったにせよ、日本が遅ればせにヨーロッパ国際法秩序に参加し、帝国主義に参与したことは、東アジアの国際秩序にとって不幸なことであったという見方もできる。ロシア・ウクライナ戦争を受けて、日本では中国を国際法を無視するロシアに見立てて警戒感が高まっており、ロシア、中国、北朝鮮という3つの核保有国に向き合う上で、シュミットの言うラインの彼方という見方を援用して、

9) 水林彪「天皇制史における象徴天皇制」、遠藤泰弘他編『愛媛における立憲主義と民主主義をめぐる学際的研究－憲法学、行政法学、政治学の観点から－』、松山大学地域研究センター叢書18号、48-58頁参照。さらに、水林彪『天皇制史論』（岩波書店、2006年）も参照。

10) ちなみに、「天下‘tianxia’」という概念をめぐっては、ドイツでは趙汀陽という研究者の議論が重要な役割を果たしているようであるが、我が国では無名な存在であり、筆者もドイツで議論する中で初めて知った次第である。この事実自体、中国の対外発信のあり方という観点からも、大変興味深いものである。Vgl. *Zhao Tingyang, Alles unter dem Himmel: Vergangenheit und Zukunft der Weltordnung, Aus dem Chinesischen von Michael Kahn-Ackermann, Berlin 2020.*

軍事的な備えの強化を説く言説もありうる状況になってきている。川をひとつ渡ることに四苦八苦しているロシアの現状を踏まえれば、海峡を越えることへのハードルは極めて高く、ロシアとウクライナの間を直ちに中台関係に援用するのは論理の飛躍というほかないものの、台湾に対する中国の侵攻の危険性はゼロではなく、自由民主主義を重んじる観点からは、習近平政権の強圧的な言論弾圧を受け入れることはできない。したがって、現在の日中間に架橋しがたい価値観の断絶が存在することは事実である。しかし、長い日中の歴史から考えれば、日中間の断絶よりは政治的・文化的に同質的であった時代の方が長かったのであり、現状の日中間の状況を未来永劫固定的なものにとらえる必要は必ずしもない。特に、ラインのこちらとあちらという考え方は、前提とされた双方の現状の変更可能性をはなから度外視し、両者の関係を妥協不可能なものとしてしまう危険も大きい。明治維新後、ヨーロッパ国際法秩序を導入したことによる東アジアの不幸な歴史を踏まえるならば、ラインの彼方という見方—この見方は確かに現実の対立状況の一面を正しく言い当ててはいるが—を、無批判に踏襲することには、やはり慎重であるべきだろう。

補論：国際研究集会「カール・シュミット：大地のノモス —ヨーロッパ中心主義的な国際法の批判と危機— について

一つの試論にとどまる拙論よりも、むしろ今回筆者が参加したシュミット『大地のノモス』のテキストを共同で読み込むという独伊のシュミット研究者を中心とする国際研究集会について、ご関心の向きも多いと思われるので、簡単に紹介しておきたい。日程については、下記のとおりである（実際には、報告者の都合等で発表の順番が一部入れ替えになったが、おおむね下記日程表のとおり進化した）。

Deutsch-Italienische Zusammenarbeit in den Geistes- und Sozialwissenschaften

**Carl Schmitt: Der Nomos der Erde—Kritik und Krise des eurozentrischen
Volkerrechts— (Projektformat Close Reading/„Klassiker lesen“)**

Cooperazione italo-tedesca nel campo delle scienze umane e sociali

**Carl Schmitt: Il Nomos della Terra—Critica e crisi del diritto internazionale
eurocentrico**

Villa Vigoni

17-19/11/2022

PROGRAMM**PROGRAMMA**

Donnerstag/Giovedì, 17/11/2022

13:00 – 14:30 Pranzo / Mittagessen / Lunch

14:30 Kurze Vorstellung der Teilnehmer und Verständigung über den
Ablauf

Einleitung: Neue Perspektiven auf den „Nomos der Erde“
Florian Meinel, Göttingen

Tabugrenzen des Nomos der Erde: Kompositionsfragen und
offene Enden des Werkes
Reinhard Mehring, Heidelberg

16:00 – 16:30 Coffee Break / Kaffeepause

16:30 Von Versailles bis zur westlichen Hemisphäre : Die „Entthronung Europas“ im Spiegel des völkerrechtlichen Werkes von Carl Schmitt

Markus Payk, Hamburg

Kommentar : Giuseppe Perconte Licatese

Zweimal Großraum : Netzwerke und Raumordnung bei Carl Schmitt

Niels Werber, Siegen

19:00 Brindisi Benvenuto / Willkommensaperitif / Welcome Drink

19:30 Cena / Abendessen / Dinner

Freitag/Venerdì, 18/11/2022

08:00 – 09:00 Colazione / Frühstück / Breakfast

9:00 Reich und Katechon : Christliche Geschichtsphilosophie im Nomos der Erde

Michele Nicoletti, Trento

Kommentar : Matthias Schloßberger, Frankfurt/Oder

Schmitts Deutung der Entstehung des „universellen Völkerrechts“
Ke Li, Berlin

11:00 – 11:30 Coffee Break / Kaffeepause

11:30 Die politische Sprache nach dem Untergang des Jus Publicum
Europaeum
Ville Suuronen

13:00 – 14:30 Pranzo / Mittagessen / Lunch

14:30 Nomos, Dignity, Christianity – and the (Post-) Colonial: Carl
Schmitt and Joseph Hoffner Reading Vitoria for the Long 1950s
Alexandra Kemmerer, Heidelberg/Berlin

Der Nomos der Erde - Aneignungen, Umformungen und
Anfechtungen bei Alexandre Kojève, Hannah Arendt, Nicolaus
Sombart sowie Deleuze und Guattari
Danilo Scholz, Essen

Kommentar: Massimo Palma, Napoli

16:00 – 16:30 Coffee Break / Kaffeepause

frei

18:00 **Abendvortrag**
Überlegungen zur politischen Ikonologie von Großräumen
Horst Bredekamp, Berlin

anschließend

19:30 Cena / Abendessen / Dinner

Samstag/Sabato, 19/11/2022

08:00 – 09:00 Colazione / Frühstück / Breakfast

9:00 Raum, Ökonomie und Recht im „Nomos“
Philip Manow, Bremen

Law, Space and War : from Land und Meer to Der Nomos der
Erde

Filippo Ruschi, Firenze

11:00 – 11:30 Coffee Break / Kaffeepause

11:30 Auflösung des Jus Publicum Europaeum? Georg Jellinek und Carl
Schmitt über das fin de siècle und erste Globalisierung
Christian Neumeier, Berlin

13:00 – 14:30 Pranzo / Mittagessen / Lunch

14:00 Carl Schmitt e i crimini internazionali : una difesa del vecchio ordine

Gustavo Gozzi, Bologna

Sovrano è chi decide della guerra cibernetica : Cyberspazio, ultima frontiera dell'inimicizia ?

Stefano Pietrapaoli, Firenze

16:00 – 16:30 Coffee Break / Kaffeepause

16:30 Reign of Humanity' – Der Nomos der Frontier

Victor Loxen, Göttingen

Carl Schmitts Nomos der Erde und die ostasiatische Weltordnung

Yasushiro Endo, Matsuyama/Köln

Abschlussdiskussion

19:30 Cena / Abendessen / Dinner

Sonntag/Domenica, 20/11/2022

08:00 – 09:00 Colazione / Frühstück / Breakfast

Transfer zum Flughafen bzw. zu den Bahnhöfen ; Abreise

Trasferimento all'aeroporto o alle stazioni ferroviarie ; partenza

ヨーロッパの王侯貴族が保養地としてこぞって訪れたというコモ湖畔に建つ、ヴィラ・ヴィゴニーで開催された本研究会は、日程表を一瞥しただけで、極めて濃密な研究会であったことが推察できるであろう。この研究会に参加するきっかけを作ってくれた、ラインハルト・メーリング教授の言によれば、「ヨーロッパのシュミッティアン全員集合」のような趣とのことであった。ヨーロッパでは、このような研究会が定期的に行われているのかと質問したところ、メーリング教授自身も初めての機会とのことで、極めて例外的で、閉じた濃密な研究会とのことであった。会場となったヴィラ・ヴィゴニーは、ゲーターがイタリア旅行の際に滞在した場所とのことで、現在は独伊の学术交流センターが設置されており、広い庭園と立派な建物という申し分のない環境であり、しかも宿泊施設併設で三食賄付き、かつ旅費も支給され、駅や空港への送迎までしてくれるという至れり尽くせりぶりであった。国境近くのスイスのルガーノ駅から会場に向かう車中で同伴した、主催者の一人である、フロリアン・マイネル教授は、「こんな環境下で研究会などやっている場合ではない」と冗談を言って笑いを誘ったが、朝から晩までみっちりの三日間で、ドイツ語とイタリア語（一部英語）のシャワーで筆者は疲労困憊となり、改めてヨーロッパの研究者のタフさに舌を巻いた次第である。

マイネル教授による華麗な全体説明で始まった研究会は、現在の混迷する国際情勢を踏まえながら、改めてシュミットの『大地のノモス』のテキストを共同で読み込み、ヨーロッパ中心主義的国際法のあり方に



ヴィラ・ヴィゴニー庭園写真

ついて批判的に考え直そうというものであった。シュミット自身は必ずしも『大地のノモス』の出来に満足していなかったようであるが、シュミットが書いたことよりも、むしろシュミットが敢えて書かなかったことに焦点を当てたメーリング教授の報告やヨーロッパ公法衰退の原因をヴェルサイユ条約に見ていたシュミットが、その克服に期待したナチズムの失敗を経て、アメリカの覇権主義を問題視するようになる推移を描き出したペイク教授の報告、多数の図像をつかったブレードキャンプ教授の政治的イコン学に関する圧巻の報告など、極めて濃厚な三日間であった。研究会の内容については、ドイツの雑誌上で公刊される見込みとのことである。

筆者がこのような稀有な研究会に参加することができたのは全くの僥倖によるものであった。今回きっかけを作ってくれたメーリング教授とは、2013年に日本に招聘した際、日本側世話人の一人としてアテンドをして以来交流があり、筆者が2022年10月上旬の渡独直後に、ハイデルベルクで開催されたマックス・ヴェーバー研究会に参加したところ、報告者の一人として参加していたメーリング教授と再会して意気投合するという僥倖に恵まれた。その後、メーリング教授の自宅に招待していただいたり、筆者が住んでいるケルン大学のゲ



筆者報告写真

ストハウスにご夫婦で来ていただいたりという交流が続く中、たまたま食事の約束の日と研究会の日が重なって日程調整が必要となり、シュミットの国際研究集会ということで、筆者も参加できないかと打診してみたところ、偶然参加者のキャンセルが出たところで、参加できることとなったという経緯である。しかも、後からわかったことであるが、そのキャンセルは、筆者が2006年にDAAD（ドイツ学術交流会）の奨学生として最初の長期留学を行ったフランクフルトのマックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所（現法史・法理論研究所）で親しくなった旧友が家族の事情でやむを得ずキャンセルしたものであり、世界の狭さと偶然の連鎖に改めて驚きを禁じ得ない。ただし、参加を打診した段階では、このような濃密な閉じた研究会であるとは思ってもよらず、参加が許可されたのはよかったものの、筆者にまで報告の打診があり、約3週間でドイツ語の発表原稿を作る羽目となって、慌てて試論という形で今回の報告を準備したという顛末である。著名なシュミッティアンが集まる研究会で、シュミッティアンでもヨーロッパ市民でもない筆者が、シュミットに批判的な報告を行うというのは、まさに清水の舞台から飛び降りるような覚悟が必要であったが、実際に参加してみると、よく考えてみたら当然のこととはいえ、批判すべき点は



全体集合写真

しっかりと批判するという学問的にフェアな雰囲気の中、極めて和やかに進行し、当初の懸念は杞憂に終わった。物珍しさもあってか、極めて雑駁な内容にもかかわらず、筆者の報告には思いのほか好意的な反響があり、「グラッパはむしろ健康によい」というイタリア人教授の説を真に受けつつ、最終日の夜は深夜まで大盛り上がりで楽しいひと時となった。改めてヨーロッパの学問の懐の深さに敬意を新たにされた次第である。

とはいえ、ルガーノからドイツに戻る列車を共にしたメーリング教授の言、すなわち『大地のノモス』はシュミット後期の主著であるにも関わらず、これまで本格的な研究対象となつてこなかったが、今回の研究会で、現在につながるいろんな脈が潜んでいることが明らかになったという総括は筆者も同感である。我が国にとっても、明治以降の外交政策のあり方を新たな観点からとらえ直す上で、一つの有意な視点を提供しようにも思われる。

*本稿は、2022-23年度松山大学国外研究助成および、JSPS 科研費 JP22K0132 による研究成果の一部である。